

株式会社酒井建設 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をすることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年 2月 1日～令和 7年 1月 31日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和4年 3月～ 法に基づく諸制度の調査する
- 令和4年 4月～ 従業員への周知を図る。

目標2：育児休業が男性でも取得できることをリーフレット作成して掲示により、制度の周知を図る。また、育児休業の取得をしやすいよう環境を作る。

<対策>

- 令和4年 4月～ 従業員への実態調査
- 令和4年 4月～ 従業員への周知を図る。